

平成 29 年（ヨ）第 2 号 玄海原発再稼働禁止仮処分申立事件

債権者 長谷川 照 ほか

債務者 九州電力株式会社

補充書面36

—水素爆発対策、水蒸気爆発対策に関する反論— 債務者準備書面12第3の1～2について

2017（平成29）年11月2日

佐賀地方裁判所 民事部御中

債権者ら訴訟代理人

弁 護 士 板 井 優

弁 護 士 河 西 龍 太 郎

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 田 上 普 一

外

1 水蒸気爆発対策（債務者準備書面 12 第 3 の 1）に対する反論

(1) 債権者の主張

債務者が行った水素発生原因ごとの水素濃度の試算において、債務者は、ジルコニウム—水反応により発生する水素濃度の試算においてはイグナイタが機能しないことを前提にしていたにもかかわらず、熔融炉心—コンクリート反応 (MCCI) により発生する水素濃度の試算においてはイグナイタが機能することを前提としていた。

債権者がこの点の矛盾を指摘したところ、債務者は、①イグナイタが機能することを前提として評価してよいとする「審査ガイド」に沿っているので問題はない、②イグナイタは重大事故の際にもその機能を失うことはない」と反論する。

(2) 債権者の反論

しかし、前記①は、結局、規制基準に則っているから安全であると主張しているにすぎない。債権者が繰り返し指摘したのは、ジルコニウム—水反応による水素発生においてはイグナイタが機能しないという安全側に立った試算を行っているにもかかわらず、MCCI による水素発生においてはそうしない合理的根拠を明らかにするべきであるという点である。債権者の主張立証においては、イグナイタが機能しない場合を想定しないのになぜ安全といえるかについて何ら明らかにされていない。

また、前記②にいたっては、まさに安全神話に立った発想そのものというほかなく、論外である。

水素爆発対策が十分であることについて、債権者による立証が不十分であることは明らかである。

2 水蒸気爆発対策

(1) 債権者の主張

水蒸気爆発発生のおそれについて、債権者は、世界的に実施された種々の

実験（TROI、KROTOS 等）において水蒸気爆発が発生したという結果があること、IAEA 等の知見では水蒸気爆発の可能性を考慮するべきとされていることを指摘した。

これに対する債務者の反論は、実験においては外乱（トリガー）を与えたために水蒸気爆発が生じたが、実機では外乱（トリガー）が発生しないために水蒸気爆発の恐れはないというものである。

(2) 債務者の反論

しかし、債務者の上記主張で注目すべきは、債権者は、TROI や KROTOS の実験でくわえられた外乱（トリガー）すなわち圧縮ガスを供給するとか、加熱度を高くするなどの事態が実機では考えられないから、実機においても水蒸気爆発は生じないと主張している点である。つまり、圧縮ガスや加熱度を高くするなどの事態以外の外乱（トリガー）の生じる可能性については、債務者においても未だ否定できていないのである。

債権者が従前より指摘してきたとおり、考えられる外乱（トリガー）には、たとえば水蒸気爆発が生じたときの衝撃波など、TROI 等の実験で検証できなかったものが存在する。こういった外乱（トリガー）がシビアアクシデント時に生じないとは、債務者においてもいえないはずである。

水蒸気爆発対策が十分であることについて、債権者による立証が不十分であることは明らかである。

以上